

# 第 18 回教育委員会会議

令和 7 年 12 月 23 日  
午 後 3 時 00 分  
市会第 6 委員会室

## 案 件

議案第85号 大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき  
学校の指定に関する規則の一部を改正する規則案

# 大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について

## 1 改正の趣旨及び理由

近年、児童生徒数の増加により子どもたちの教育環境確保が喫緊の課題となっている学校が生じていることから、令和6年11月に就学制度の適正運用ワーキンググループを設置し検討を重ねた。この結果、指定校変更及び区域外就学の対象となる学校について、その一部を制限することができる仕組みを導入することとし、本規則の一部を改正する。

## 2 改正の内容

- (1) 本規則第13条の第2項以降に、指定校変更が可能となる対象の学校を制限する手続きについての条文を追加する。
- (2) 本規則第17条の第2項以降に、区域外就学が可能となる対象の学校を制限する手続きについての条文を追加する。
- (3) その他必要な規定整備を行う。

## 3 施行期日

公布の日から施行する。

大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則案

大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則（平成 25 年大阪市教育委員会規則第 40 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
(学校選択) 第5条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる児童生徒等の保護者は、施設一体型小中一貫校を学校選択することができる。 [(1) 略] [(2) 市内に転入した児童生徒 <u>（学校選択しようとする中学校の第2学年の最終学期の修了式の日以降に転入した者を除く。）</u> 。ただし、受入可能な施設一体型小中一貫校のみ学校選択できるものとする。 [(3) 略] [第6条～第12条 略] (指定校変更の要件) 第13条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合、保護者の申立により、就学校の指定を変更（以下「指定校変更」という。）するものとする。 <u>ただし、第2項に定めるものはこの限りでない。</u> [(1)～(15) 略] 2 <u>区長は、前項の申立があった場合であっても、次に定めるものについては、指定校変更を許可しないものとする。</u> （1） <u>前項第3号に基づく申立があった場合で、指定校変更を許可することにより学校運営に支障が生じる等の事情があ</u>	(学校選択) 第5条 [同左] 2 [同左] [(1) 同左] [(2) 市内に転入した児童生徒 <u>（中学校の第2学年の最終学期の修了式の日以降に転入した者を除く。）</u> 。ただし、受入可能な施設一体型小中一貫校のみ学校選択できるものとする。 [(3) 同左] [第6条～第12条 同左] (指定校変更の要件) 第13条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合、保護者の申立により、就学校の指定を変更（以下「指定校変更」という。）するものとする。 [(1)～(15) 同左] [新設] [新設]

<p><u>る学校への変更。ただし、現在就学中の小学校の第4学年の最終学期の終了式の日の翌日以降又は中学校の第1学年もしくは義務教育学校後期課程の第1学年の最終学期の終了式の日の翌日以降に転居する場合は除く。</u></p>	
<p><u>(2) 前項第4号に基づく申立があった場合で、当該校への指定校変更を許可することにより学校運営に支障が生じる等の事情がある学校への変更</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>3 前項における学校運営に支障が生じる等の事情がある学校の決定にあたっては、あらかじめ区担当教育次長が、当該学校長の意見を聴取したうえで教育委員会の会議の議決により決定する。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>4 区長は、前項の議決があったときは、公表しなければならない。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>[第14条～第16条 略] (区域外就学の承諾の要件)</u></p>	<p><u>[第14条～第16条 同左] (区域外就学の承諾の要件)</u></p>
<p><u>第17条 区長は、市外に住所を有する児童生徒等の保護者が、次の各号のいずれかに該当する場合に、受入可能な学校に就学を希望するときには、当該学校への就学を承諾するものとする。ただし、第2項に定めるものはこの限りでない。</u></p>	<p><u>第17条 区長は、市外に住所を有する児童生徒等の保護者が、次の各号のいずれかに該当する場合に、受入可能な学校に就学を希望するときには、当該学校への就学を承諾するものとする。</u></p>
<p><u>[(1)～(5) 略]</u></p>	<p><u>[(1)～(5) 同左]</u></p>
<p><u>2 区長は、前項の申立があった場合であっても、次に定めるものについては、区域外就学を許可しないものとする。</u></p>	<p><u>[新設]</u></p>
<p><u>(1) 前項第3号に基づく申立があった場合で、区域外就学を許可することにより学校運営に支障が生じる等の事情がある学校への変更。ただし、現在就学中の小学校の第4学年の最終学期の終了式の日の翌日以降又は中学校の第1学年もしくは義務教育学校後期課程の第1学年の最終学期の終了式の日の翌日以降に転居する場合は除く。</u></p>	<p><u>[新設]</u></p>

<p><u>(2) 前項第4号に基づく申立があった場合で、当該校への区域外就学を許可することにより学校運営に支障が生じる等の事情がある学校への変更</u></p> <p><u>3 前項における学校運営に支障が生じる等の事情がある学校の決定にあたっては、あらかじめ区担当教育次長が、当該校長の意見を聴取したうえで教育委員会の会議の議決により決定する。</u></p> <p><u>4 区長は、前項の議決があったときは、公示しなければならない。</u></p>	<p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 【方向性】

学校選択制による受入の抑制と同様、**通学区域内の子どもたちの教育環境確保の観点**から、**収容上の課題等が確認されている学校選択制による受入を抑制する学校に限り、一時的に指定校変更の一部を制限することができる**等の仕組みを導入する。

## 【指定校変更の一部制限について】

### ○対象（15要件のうち2要件に限る）

- ・就学規則第13条第3号（転居） → 転居先の通学区域校へ就学（小学校1～4年生、中学校1年生に限る）  
※一部制限の開始前に在籍する児童生徒は制限しない
- ・就学規則第13条第4号（留守家庭児童） → 居住地の通学区域校の「いきいき」への参加が可能

### ○手続き

- ・各区において、必要に応じて、校長の意見もふまえ指定校変更の一部制限を行うかどうかについて検討を行う。
- ・上記の検討に基づいて、区担当教育次長が一部制限案（対象校、期間等を明らかにしたもの）を策定し、区の方針案として、別途、教育委員会会議に諮る。
- ・学校選択制による受入の抑制と同時に検討を進め、教育委員会会議に諮ることも可能とする。

※区域外就学についても、同様に一部を制限する

## 就学規則 第13条

区長は、次の各号のいずれかに該当する場合、保護者の申立により、就学校の指定を変更するものとする。

(3) 通学区域外に転居する児童生徒について、転居する日以後も現に在学する学校に就学を希望する場合。

ただし、当該転居する日以前において当該学校の授業日に在学している場合に限る

(4) 保護者が労働等により昼間家庭にいないことにより、児童の在宅が困難であるため、保護者の勤務地又は保護者に代わる親族の住所の属する通学区域の小学校又は義務教育学校の前期課程に就学を希望する場合